

第19回横浜市都市美対策審議会政策検討部会会議録	
議 題	審議事項 1 市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について（審議） 2 その他
日 時	令和元年11月28日（木）午後4時30分から午後6時30分まで
開催場所	マツ・ムラホール
出席委員 （敬称略）	西村幸夫、大西晴之、国吉直行、鈴木智恵子、真田純子、関和明、中島美紅
欠席委員 （敬称略）	なし
出席した書記	堀田和宏（都市整備局企画部長）、嶋田 稔（都市整備局地域まちづくり部長）、梶山祐実（都市整備局企画部都市デザイン室長）、鵜田 傑（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
説明者	【議事1】 関係局：黒田 崇（都市整備局都心再生部都心再生課担当課長）
開催形態	公開（傍聴者：なし）
決定事項	議題1： 景観計画と都市景観協議地区の変更については概ね了承するが、建築物の意匠に関する「レンガなど」という表現と、上限75メートルの屋外広告物の掲出の高さの2点については、本日出た意見をふまえて引き続き協議の中で検討し、今後報告すること
議 事	<p>議題1 市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について（審議）</p> <p>議題1について、事務局から説明を行った。</p> <p>（西村部会長） 今回で審議は2度目ですが、景観計画と都市景観協議地区は条例で決まっていますが、背後に景観法で定められているのですが、その文言を変えたいという趣旨ですね。 全体の流れとしては、事業者もいるのでそんなにのんびりもできないので、この方向が認められれば、その後の都市計画審議会やパブリックコメントに続くわけですね。</p> <p>（黒田課長） そうです。説明会や縦覧でも意見をいただき、さらにまた、都市美審議会に法令手続の一環としてかけていきます。</p> <p>（西村部会長） それは3月ということですか。</p> <p>（黒田課長） もう少し先です。実体的な議論も当然必要かと思いますが、法令手続なので最後のチェックみたいな側面が強いです。</p> <p>（西村部会長） そのような流れの一環であるということでもあります。いかがでしょうか。すごく急な感じはするのですが、現実的には、エリアコンセプトブックで言いたいことは既に述べていて、そこを審議してもらっています。それをもとに事業者から提案を受けている段階では、事業者側としてはビジネスとして成立するかどうかということがあるので、そこを考えて、高さやいろいろなものが出てきています。基本的にはエリアコンセプトブックに基づいているのですが、具体的な数字や残された建物が出てくるので、この段階で提案に基づいてこちらの計画をそれと整合させようということなのですね。</p> <p>ここが普通と違って、非常に横浜らしいのです。普通は計画があって、それに従ってやれというのですが、そうではなくて、もう少し緩い計画があって、その中で事業者側に計画と中身も含めて考えていただいて、一番いいと思った提案内容に関して行政側もそれとうまく歩調を合わせるように計画を整合させていこうということです。創造的協議といわれているものが、まさにこういうことなのか。ただ問題は、忙しいと。この短期間で、ばたばたと細かいものを決めないといけないというのが若干難しいということです。</p> <p>（真田委員） 3ページのエのaのところ。ほかにも何か所かあるのですが、「建築物の意匠にレンガなどの</p>

素材を使用するなど」と書いてあります。この「レンガなどの素材」というのは、「など」の部分でどちら方向にふやそうとしているのかがよくわからないので、タイルはどうか、石はどうか、レンガをもう少し抽象化したときに何なのかみたいなことが入ると、よりわかりやすくなると思いました。

(黒田課長)

「レンガなど」という言い方をさせていただいたのは、新旧対照の旧のほうで、現在の歴史ということで「レンガを基調とした」とあるところから出ている部分はあります。ただ、今後新しいまちづくりをする中で、市役所がない中でレンガというものがいいのか、それとも、例えばスクラッチタイルとか、別の歴史を紡いできた街でもありますので、レンガを基調としながらも、それ以上にこのエリアに合っているものという提案があったら、それは受けるという余地を持って示しているものです。具体的にレンガか、もう一個これかというのは、現時点ではまだないということです。

(真田委員)

とすると、「レンガなどこの地域で歴史的に使われてきた」とか、そういう言葉が入るほうがいいのかと。「など」という言葉は結構便利で、後々使われることが今までの審議の中でもよくありましたので、ちゃんと限定しておいたほうがいいのかと。

(西村部会長)

何か所かに「レンガなど」というのが出てきているのが、どういう根拠に基づいているかがどこかにわかるようになっていたほうがいいのかということですね。

(黒田課長)

現在のものが「レンガを基調とした」となっていましたので、結構レンガに寄っているところはあったわけです。ただ、「基調とした」ということが逆に縛りにならないかということはあるのですが、「など」だと本当に何ででありになってしまうという懸念があるということで、それはもっともかと思えます。もう少し方向性がわかるような内容にしていきたいと思えます。最後は「魅力ある景観の形成に寄与する」と縮まっていますので、そこを根拠に選別できるとは思っておるのですが、この文章よりもさらに、「など」で全て抜けてしまわないような、何を狙っているかがわかるような表現ということで検討します。

(国吉委員)

実際担当してきた経験から申しますと、市庁舎がレンガタイルを用いているということで始めたのですが、本当のレンガでなければだめなのか、レンガ風のタイルだったらどうか、あるいは市役所の前に建つ民間ビルは赤っぽい石材を用いているわけです。それはレンガでなければだめなのか、御影石調なのだけでも、赤い色を使っているものはどうかかといったときに、素材まで確定しないような街並みというのもいいじゃないかということで、少し幅を持たせて対応しようと。その辺はやりとりの中でということがあったのです。柔軟性と質の維持をどうするかということ、この文章の中で読み取れるようにするということだと思います。

(西村部会長)

なるほど。あまり固定化し過ぎても非常に窮屈だと。これは築材の話なので、材料の色を限定するときに、素材がちゃんとしていればその素材の色は認めようという趣旨の中の一部ですよ。ですから、レンガタイルが何の色でもいいというわけでもないのです。素材の色が、石だったら素材の色としてはまた違うものが出てくるので、その辺もある程度許容できるようにすべきではないかというご意見です。

(国吉委員)

次のページの広告物のところで、屋上看板です。右の欄のAの(イ)のところで、「上端の高さを75メートル以下とする。」ということなのですが、これは、屋上看板の上端の高さを地上75メートルとするというのが、ちょっと緩いのではないかという気がします。みなとみらいなども、高層ビルの上にはつけないようにしています。ビル名称はいいとしているわけですよ。ただ、貸し広告みたいなものは基本的にやめているわけで、この辺はちょっと工夫したほうがいいのかという感じがしました。これは、どうしてこうなったのですか。

(西村部会長)

そもそも75メートルというのはどういう根拠で出てきたのかと。

(黒田課長)

まず、現在の関内駅前の建物の屋上には、50メートルを超える高さの大きな看板がありまして、それはそれでかなりなじんでいるというところがあります。ただ、一方で、こういったスライドにある

ような、もしくは隣の民間街区も超高層が建つという中で、そのさらに上に屋上看板はまずいと。ただ、それが何メートルかという具体的な数値を決めることは難しいため、現在の関内駅周辺地区の原則値である75メートルを超えるものは特別に規制しようというものです。一つは既存建物の不適格を防ぐということと、決め手がこれだというのがない中で、超高層の上は防ぐという中で75メートルとしたものです。

(国吉委員)

しかし、これですと、75メートルまでは屋上広告物をつけられるという解釈もできるという感じがあります。ビル名称は、つくり方によってはいいと思うのです。幾つもは、だめなのですが、代表するものはいいと。北仲通北地区でもビル名称が入っているものがありますが、あれもビル名称としてはいいのですけれども、通常の第三者広告などはないわけです。だから、その辺を区別してやったほうがいいとは思いました。

(黒田課長)

確かに、新旧でいいますと、(イ)というのは新たな基準ですので、現在、屋上看板はそもそも規制されていないという状況があります。ただ、今後の再開発を見据えて、その上の屋上広告を防ごうということで、今回、規制強化をしようと思ったわけでございます。その75メートルをさらに厳しくしますと、そもそも今できているもの、特に隣の民間街区などに対して、うまく整合がとれるかというのを考えながらの規制になると思っています。例えば、こういった再開発とかで建てるビルには屋上看板はふさわしくないとは思いますが、トータルで屋上看板を規制するというのは、現在の状況からすると難しいと思います。

(国吉委員)

でも、関内地区は、あの一角だけは商業施設ですが、先ほど申しましたビル名称は除くとか、そういうものを規定しておけばいいわけです。屋上広告の第三者広告は、基本的に31メートル以上とか45メートル以上はつけないとか、そういうことでいいのではないかと思うのです。

(黒田課長)

45メートルにして、ビル名称は問題ないのだとしたら影響がないかもしれないので、ちょっとそこは確認させてください。確かに、「75メートル」という言葉で、74はいいよみたいにとられてしまうというのは本意ではありませんので、既存のビルの屋上看板の高さを調べさせてください。

(西村部会長)

それと、屋外広告物の中の自家用と、ビルの名前の表示と、それ以外のものですね。

(国吉委員)

それとは区別して、ということです。

(西村部会長)

区別するようなことがあり得るのではないかとということです。ありがとうございます。

(大西委員)

意見というよりは質問です。広告とは違うと思いますが、ライトアップ絡みのこととか、最近だと壁面にいろいろ映写してとか、そういうものが時々出てきますよね。そういったものについては、別にこういう規制の対象にはならないという考え方でよろしいのでしょうか。

(黒田課長)

関内地区につきましては、いわゆる港に近い側、キング、クイーン、ジャックですとか、そういったところは特別に基準を設けております。歴史的建造物がライトの中で埋もれてしまうといけませんので、そこについては特定照明ということで、照明行為をある程度規制しております。ここは駅前ですので、そういった規制とはまた別のエリアとなっております。

(西村部会長)

関連して、例えば東京の丸の内などですごく問題になるのは、広告物ではないのですが、一番屋上のところにもすごく目立つ青の線が来たりするのです。そういうものはどういところでコントロールできるのかと。夜間景観なのかもしれませんが、それはどうなのでしょう。

(黒田課長)

夜間景観につきましては、関内全体のガイドラインというのがあります。不快な照明環境を創出しませんととか、遠景で眺望の視点場、大さん橋や山手の丘からの夜間の眺望景観を魅力的に、ですとか、あと、先ほど私が申し上げました横浜三塔への眺望景観を魅力的にするとか、屋外広告物の照明のデザインとか、そういったものでかなり多々の、夜間景観ならではの基準というのを遠景、近景、中景で設けておまして、その基準に基づいた指導を行っています。

(西村部会長)

今回に関してはそれで足りるだろうということで、屋外広告物に絞ったということですね。ほかはいかがでしょうか。

まとめですが、全体の議論としては大枠としてはいいだろうけれども、先ほどの色彩のところ、「レンガなど」ということで素材をどういうふうに考えるのかというあたり、それから、屋外広告物の75メートルの高さというのを、全ての屋外広告物がそこまでいいように見えるので、高さの数字と内容に関しては若干の検討をしていただきたいということです。よろしいでしょうか。

(黒田課長)

わかりました。

(西村部会長)

それでは、その点に関してはこの後作業していただいて、次のところでもう一度具体的な案を出していただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(西村部会長)

ありがとうございます。

議題2 その他

(梶山書記)

その他として、今日は、文化観光局が進めております創造的イルミネーション事業によるNIGHT SYNC YOKOHAMA (ナイト・シンク・ヨコハマ) について、この後、現場視察をさせていただきたいと思っております。参加される皆様、こちらで少し説明をさせていただいた上で移動しますので、議事終了後もそのままこちらにお残りいただきたいと思っております。

(西村部会長)

それでは、今日の審議の中身についてまとめます。

先ほど申し上げましたように、景観計画と都市景観協議地区に関しては、大枠としてはこれでいいのではないかとということです。2点ほど細かいことで、色彩のところ「レンガなど」という表現がありますが、これが、具体的にどれぐらい制約を課すことが適切なのかということに関して議論をきちんと深めて、そして、その答えを持ってきてもらいたいということです。全体として、趣旨は理解しているけれども、では、レンガでないといけないのか、もうちょっと歴史的なものだったらいいのか。しかし、それだけではなくて、少しイノベティブにやっているものとか、素材が少し広がるようなものや、石なども許容ができるのではないかとという意味では、余りに厳し過ぎるのも制約が大きいのではないかとということです。それが「レンガなど」という言い方でうまく伝わるかどうかということに関して、工夫をしていただきたいというのが1点です。

それから、もう一つは屋外広告物の掲出の高さです。75メートルが上限となっているのが、75メートルそもそも高いのではないかと話と、それを低くすると既存の建物の不適格が出てきそうなので、どのぐらいが適切なのかと。それから、屋外広告物といっても、自家用の広告物と、そうでないものと、それから建物の名前などを示すような案内表示のようなものを分けて示すということもあり得るのではないかとということで、幾つか工夫していただいて、75メートルまでフリーパスだという印象を持たれないようにする工夫をしていただきたいということです。その点に関して、少し検討していただくということでよろしいでしょうか。

(黒田課長)

その2点について再度検討しまして、次回ご確認をいただくと。一方で、スケジュールでいいますと、景観計画の手続については別途進めながらになります。大どころについては認められたということで、今の2点のご意見というのは、大きく方向性を変えるというよりは確認による微修正ということですので、法令手続を進めながら、こういった場で2点の宿題についてまた報告するという形にしたいと思います。

(西村部会長)

よろしいでしょうか。具体的な文言に関しては、この後、少し部会長とやりとりをさせていただ

	<p>て、決められるものは決めたいと思います。非常に大きく変わるようですと、少しメールで審議なのか、お願いすることになるかもしれません。そして、次回の部会ではそのことを報告できるようにしたいということになります。</p> <p>(梶山書記)</p> <p>ありがとうございました。本日の審議内容については以上になります。詳細な内容につきましては、議事録の確認をもって審議内容の確認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>(梶山書記)</p> <p>なお、本日の議事録については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき、審議会の議事録について、あらかじめ指定した者の確認を得た上で、それを閲覧に供することとなっておりますので、議事録は部会長の確認を得ることとさせていただきたいと思います。</p> <p>(西村部会長)</p> <p>それでは、第19回横浜市都市美対策審議会政策検討部会を閉会します。</p> <p>以 上</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第、参加者名簿、座席表 ・ 資料1：市庁舎移転に伴う横浜市都市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について
特記事項	<p>次回の部会については、別途日程調整を行う。</p>